

中分類 29—皮革，同製品製造業

総 説

この中分類には、製革業および各種の皮革製品、擬革製品の製造に従事する事業所が分類される。かほん、袋物の製造は材料の如何を問わず本分類に含まれる。皮革製衣服を製造する事業所は中分類21—衣服、その他の繊維製品製造業〔2159〕に、運動具およびがん具を製造する事業所は中分類39—その他の製造業〔393〕にそれぞれ分類される。

小分類 細分類 番号 番号

291 製革業

2911 製革業

主として皮のなめし、調整、仕上げに従事する事業所をいう。仕上げられた革に塗装その他の装飾をおこなう事業所も本分類に含まれる。

○皮革製造業；革なめし業；なめし革製造業；タンニンなめし革製造業；クロームなめし革製造業；革製造業；水産皮革製造業；皮さらし業；染革業

×毛皮製造業〔3999〕

292 工業用革製品製造業（手袋を除く）

2921 工業用革製品製造業（手袋を除く）

主として工業用革製品の製造に従事する事業所をいう。主な製品はベルト、パッキング、紡織機用エプロンバンド、織機用ピッカーなどである。ただし、主として工業用革手袋の製造に従事する事業所は小分類295〔2951〕に分類される。

○革ベルト製造業；パッキング製造業(皮革製)；ガスケット製造業(皮革製)；紡績用エプロンバンド製造業；工業用革ベルト製造業；工業用パッキング製造業；工業用ピッカー製造業；紡織用皮シート製造業；ローハイドビニオン製造業；自転車用サドル革製造業

×革手袋製造業〔2951〕

293 履物用革製材料、同付属品製造業

2931 履物用革製材料、同付属品製造業

主として皮製履物底、かかと、その他の革製履物材料およびくつ革ひ

中分類29—皮革、同製品製造業

も、その他の革製履物付属品の製造に従事する事業所をいう。

○製か(靴)材料製造業(革製); くつ底製造業(革製); くつ革ひも製造業(完成したもの); 革製履物材料製造業

294 革製履物製造業

2941 革製履物製造業

長ぐつ、短ぐつ、サンダル、スリッパ、その他主として皮革製(一部布その他の物を用いてあるものを含む)の履物の製造に従事する事業所をいう。

○革ぐつ製造業; 革製サンダル製造業; スリッパ製造業(革製)

×たび製造業[2155]; 地下たび製造業[2821]; くつ中敷物製造業(革製)[3999]

295 革製手袋製造業

2951 革製手袋製造業

主として革製手袋の製造に従事する事業所をいう。

○革手袋製造業; 手袋製造業(革製のもの); 工業用革手袋製造業

296 かばん製造業

2961 かばん製造業

材料の如何を問わずかばんの製造に従事する事業所をいう。主な製品は衣類かばん、トランク、かえかばん、書類入などである。

○革製かばん製造業; 織維製かばん製造業; トランク製造業; かえかばん製造業; スーツケース製造業; ランドセル製造業; 学生かばん製造業; リュックサック製造業; 金属製トランク製造業

297 袋物製造業

2971 袋物製造業

材料の如何を問わず主として袋物の製造に従事する事業所をいう。

中分類29—皮革、同製品製造業

主な製品はハンドバッグ、財布、煙草入れ、名刺入れなどである。

○袋物製造業；眼鏡入れ製造業；くし入れ製造業；ハンドバッグ製造業；財布製造業；シース製造業；買物袋製造業；金属製袋物製造業；定期入れ製造業

299

その他の皮革製品製造業

2991 馬具、むち製造業

主として馬具、ばん具(輶具)、むち(鞭)、その他類似製品の製造に従事する事業所をいう。

○馬具製造業(革および類似品のもの)；ばん具(輶具)製造業(革および類似品のもの)；むち(鞭)製造業(革製のもの)

2999 他に分類されない皮革製品製造業

他に分類されない皮革製品の製造に従事する事業所をいう。ただし皮革製の衣服あるいは皮革裏地の衣服は中分類21〔2159〕に分類される。

○室内用革製品製造業；吊革製造業；腕時計革製造業；くび輪製造業(革製)；服裝用革バンド製造業
×皮革製衣服製造業〔2159〕；皮革製運動用具製造業〔3939〕；自転車用サドル革製造業〔2921〕